

整理番号	26		事業概要	新聞購読		
用途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	北日本新聞 4月分 富山新聞 4月分					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	北日本新聞	3,380	4月分	3,380 円		
	富山新聞	3,380	4月分	3,380 円		
	《合 計》*	6,760				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

4/30

收受 令和 5 年 5 月 16 日
 決裁 令和 5 年 5 月 19 日
 処理 令和 5 年 5 月 19 日

領収証

23年 04月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380



上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0

富山新聞販売 (株)

富山センター

富山市黒崎588
 TEL 076-493-1160
 FAX 076-493-1140

集金担当



※は軽減税率対象品目
 金額は税込金額

お支払いは口座振替 (翌月2日) が便利です。
 クレジットカード決済も承ります。

2023年 4月分 領収証 発証No. 00000905-202304-1

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊※	1	3,380

合計金額
¥3,380
(税込)
 (8%対象 3,380円)

※は軽減税率対象品目。上記金額正に領収致しました。

ご購読ありがとうございます。
 「軽減税率 (8%) 適用商品」

※は軽減税率対象

(有) 掛尾新聞販売店

毎度ご購読有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収

北日本新聞



担当者



整理番号	07	事業概要	事務所賃料
使用項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料 4月分 (4/21) 事務所費		
上記事業に要した経費	賃料の内容	金額(円)	備考
	賃借料	45,000	事務所賃料 90,000円 x 0.5
	《合計》	45,000	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付できない場合は、別紙に整理すること。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号/処理番号	日付
お振込	0039993	05-04-21
銀行番号/頂金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144	****	159
万円	千円	円
500円	100円	50円
10円	5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額
10:22	¥440円	¥90,000円
おつり	お取引後の残高	
	円*****円	

手数料のうち振込手数料 ¥440
000030

奥野 様

オクノ イコ 様

電話番号

裏面もあわせてご覧ください。

收受 令和 5年 5月 16日
決裁 令和 5年 5月 19日
処理 令和 5年 5月 19日

賃貸借契約書

賃貸人（以下甲という）新富観光サービス株式会社 と、賃借人 [REDACTED] 詠子（以下乙という）は、甲所有の建物（以下「本物件」という）に関し、次の通り、賃貸借契約を締結した。

第1条（目的物件の表示）

甲はその所有する下記表示の本物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。

（建物） 富山県富山市上野 322 番地

鉄骨造準耐火構造管理棟 2 階建

新富観光サービス株式会社 2 階事務所（一区画）

第2条（賃貸借期間）

賃貸借の期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間とし、期間満了の3ヶ月前迄に書面による異議がなされないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

第3条（使用目的）

1. 乙は本物件を、乙の事務所の用に供する目的で使用する。
2. 乙は前項の使用目的を変更しようとする場合は、甲の承諾を得なければならない。

第4条（賃料）

1. 賃料は月額金 80,000 円也（消費税込）と定め、毎月末日までに甲の指定する下記金融機関口座に1か月分前払いとする。また、1か月に満たない月の賃料は、日割計算とする。また、共益費は月額金 10,000 円也（消費税込）とする。

【指定金融機関】 [REDACTED]

口座名義 新富観光サービス株式会社

2. 前項の賃料が、経済事情の変動、公租公課の増減、近隣の賃料と比較して不相応となったときは、甲乙協議のうえ、これを改定することができる。
3. 多目的ホールの利用に関する賃料については、その都度協議によるものとする。

第5条（禁止事項）

乙は次の場合には、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

1. 建物の模様替え、または造作その他の工作をずるとき。
2. 賃借権の譲渡若しくは転貸またはこれらに準ずる行為をずるとき。
3. 使用目的を変更するとき

第6条 (公租公課その他諸経費の負担)

本物件の公租公課は甲が負担するものとし、その他地域住民として負担すべき諸経費並びに給水光熱費は乙が負担するものとする。

第7条 (乙の管理義務)

1. 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2. 乙は、本物件について近隣住民等からの苦情等無きよう景観等配慮する義務を負う。

第8条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号の一つに該当した場合において、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払を2ヶ月以上怠った場合
2. 銀行取引の停止処分を受けた場合
3. 自ら会社整理、会社更生、和議、破産の申立てを為し、または他の者からこれを受け或いは解散した場合
4. その他、本契約の各条項に違反した場合

第9条 (中途解約)

甲または乙が、自己の都合により本契約を契約期間の途中で解約する場合は、3ヶ月前迄に相手方に対して書面にて申し入れするものとする。

第10条 (原状回復義務)

乙は、本契約が終了した時は、直ちに本件建物を原状に復して、甲に明け渡さなければならない。

第11条 (協議事項)

甲および乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の各項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、解決するものとする。

第12条 (合意管轄)

本契約に関する紛争等については、甲の居住地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主および借主が記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和3年9月23日

貸主(甲) 住所 富山県富山市上野322番地
新富観光サービス株式会社
氏名 代表取締役 寺崎 聡

借主(乙) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 詠子
(富山県公設員 奥野詠子)

事務所経費按分に関する覚書

奥野詠子後援会「詠桜会」（以下、「甲」という。）と富山県議会議員奥野詠子（以下、「乙」という。）とは、共同使用している事務所（富山市上野 322）の事務所経費について、次の通り覚書を取り交わす。

下記の事務所経費について、奥野詠子後援会活動経費と県議会議員奥野詠子の政務調査活動にかかる経費を、最大 2 分の 1 に按分し奥野詠子後援会「詠桜会」に支払うものとする。

記

家賃、光熱水費、電話料金、資料作成・購入費 等

令和 3 年 10 月 1 日

甲 富山県富山市~~4~~地 1
詠桜会 会

乙 富山県富山市大町 39-31
富山県議会議員 奥野

整理番号	PP	事業概要	電話代
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	固定電話 4月請求分 $8,675 \text{ 円} - 165 \text{ 円} - 18 \text{ 円} = 8,492 \text{ 円}$		

格別の内容	金額(円)	備考
事務所費 電話代 3月分	4,246	8,492 円の1/2 4月請求分
《合 計》	4,246	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2023年 4月ご請求分

金額(円)
¥8,675-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
23.4.27
岡山県岡山市
267996

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 令和 5 年 5 月 16 日
 決裁 令和 5 年 5 月 19 日
 処理 令和 5 年 5 月 19 日

939-8195
富山市上野3-2-2

郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-7C

新富観光サービス株式会社
奥野 詠子 様

発行年月日 2023年 4月 7日発行
発行会社 差出 NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-7C
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒461 名古屋市東区東桜1-1-1
0005 日本エクスプレス 10F
社用コード M2002111001 10130 10071 0006
61 000000 1 0 23040301G



10130

Webでのお問い合わせ先



023042101043731796

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-3583-8887	2023年 4月ご請求分	8,675円	2023年 5月 1日(月)

お知らせ

[NTTファイナンスからのお知らせ]

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 8,657円

NTTファイナンス分ご請求額 18円

(合計) 8,675円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE
00-3583-8887	2023年 4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区: TAX
◆00-3583-8887 ◇NTT西日本ご利用分 8,657	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1 3月 1日～ 3月31日 電話番号 は076-464-5110	合 算
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2 3月 1日～ 3月31日 ひかり電 話A使用料は本料金と定額料1の合計で す。	合 算
	500	ボイスワープ使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	200	複数チャンネル使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	100	追加番号使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	216	ひかり電話 (通話料) 3月 1日～ 3月31日 翌月への 繰越額は480円です。	合 算
	-216	ひかり電話A (エース) 定額料分通話 3月 1日～ 3月31日 ひかり電 話A定額料に含まれ、通話料から減算し ます。	合 算
	16	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 3月 1日～ 3月31日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料他 3月 1日～ 3月31日 2番号分 のご請求となります。	合 算
	△ 100	発行手数料 本請求書等の発行にかかる各種費用に なります。	合 算
	△ 50	収納手数料 本請求をコンビニエンスストア、各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。	合 算
	787	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計) 8,657	8,657	(小計)	

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区: TAX
◇NTTファイナンスご利用分 18	△ 18	延滞利息 2月請求分の延滞利息です。	非対象
◇合計 8,675	8,675	合計 8,675円 - (100円 + 50円) × 1.1 - 18円 = 8,492円	